

平成 22 年 10 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 14

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

点検商法に注意！

(稚内警察署)

稚内市内の店舗において、すでに他から依頼を受けてきたかのように装った不審者が、機器点検を行うふりをして契約金を騙し取ろうとする「点検商法」「かたり商法」があったとの情報がありました。また、猿払村においては、北電を名乗る不審電話もありました。これら悪質商法は、簡単に家に入れず、身分証明書などの提示を求め、キチンと確認しましょう。更に、調査結果を鵜呑みにせず、不安な場合は信頼のできる業者に再調査を依頼しましょう。「スキを見せない」、「うまい話に乗らない」、「簡単に信じない」を合言葉に、十分に注意をお願いします。

国勢調査を装った不審な訪問・電話にご注意を！

国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われる「平成22年国勢調査」が、10月1日から始まります。

前回、平成17年調査のときを中心に、国勢調査を装った「かたり調査」と思われる相談情報がありました。不審な訪問や電話・Eメールなどには、くれぐれもご注意ください。

国勢調査員は、なりすまし調査防止のため、顔写真付の「国勢調査員証」と「腕章」を身につけています。

調査票を提出する際は、調査員であることを確認してからお渡してください。

北海道警察 ほくとくん防犯メール の登録を！

稚内警察署では、犯罪から身を守るために必要な「子どもに対する声かけ事案」や「犯罪の発生・防犯対策」等の情報をリアルタイムにパソコン、携帯電話にメールで配信するサービスを行っています。登録は無料です。

パソコン・携帯電話に下記アドレスを入力して直接アクセスします。

<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

こんにちは！稚内消費者協会です

消費者協会の最近の活動を紹介します。

9月7日、市立図書館にて消費生活セミナー「うちの台所から食中毒は出さない！」を開催しました。

稚内保健所生活衛生課光崎昌輝獣医師を講師に招き、「家庭で出来る食中毒対策」について会員や一般の方が、1時間半にわたり学習しました。

食中毒を予防するために、家庭で気をつけるということとは「ちょっと多めに手を洗おう」など、いつもより気をつけようと意識をすることが大切と話していました。



出前講座

稚内市消費者センターは、8月3日、稚内市保健福祉センターで、高齢者支援にあたる介護職員等29名が出席した地域ケア会議で「高齢者の消費者トラブルについて」をテーマに出前講座を実施しました。

高齢者を狙っている悪質業者の手口の紹介、「バスに乗る」「お店で物を買う」などこういったことがすべて「契約」になることその他、高齢者に関わる介護職員等の目配りや気配りの必要性についてお話をしました。

稚内市の出前講座「悪質商法について」の申込み、問い合わせは、
稚内市市民生活課 電話（直通）23 - 6413 まで

相談事例（稚内市消費者センター）

SF商法 介護支援利用者宅を訪問した介護支援職員により発覚。

相談内容 数か月前、お宅の車庫を貸してくださいと男性に訪問され、「家族が留守なので分からない」と断ったが、車庫には近所の方が10人位集まっていた。皆に日用雑貨が配られ自分も数点貰い、「足が悪いならこれをすると楽になる」と膝に何か巻かれ暖かくなった。色々説明をされ断りきれず25万円を買うことになり、銀行まで車で送られ、自分で預金を下ろして一括払いした。本当は必要なかったので一度

も使用せず箱もあけていない。家族に内緒だし高額なので品物は返して返金して貰えないだろうか。

対処 判断不十分な高齢者への販売などを理由に交渉した結果、業者は返金を承諾し、入金完了後に品物を返品することになった。このような消費者トラブルをくい止めるには、ご家族やまわりの方々が日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守ることが必要です。